

## 静岡県告示第540号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年6月8日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

静岡市葵区有東木字コブ山1260の1・1260の3・1260の5・1260の11・1260の12・1260の17(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、1260の18、1260の19(次の図に示す部分に限る。)、1260の21から1260の28まで、1260の29・1260の30(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1260の31、1260の32、1260の34から1260の37まで、1260の39から1260の44まで

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)